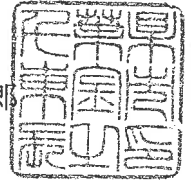




東企医第106号
九健福第1400号
令和3年3月8日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
理事長 増田 政久 様

東金市長 鹿間 陸 郎



九十九里町長 大矢 吉 明



地方独立行政法人法第122条第1項に基づく業務運営に係る是正等の命令に
ついて

このことについて、貴法人の運営する東千葉メディカルセンターにおける不適切な業務運営を受け、令和2年12月10日付け東企医第85号及び九健福第1103号により、業務運営に係る是正等の命令を発し、それに対し、令和3年1月15日付け地東九医総第239号にて、貴法人による是正措置、今後の改善・予防策について報告を受けたところであり、現在も貴法人による調査等が継続されているなか、その内容や状況などについても随時報告等を受けてきているところである。

これまでの貴法人からの報告等において、貴センターの運営に対する告発文による指摘事項等に係る調査等がなされ、事実の認定に至ったことの確認はできるものの、設立団体の議会から、その原因の究明、それによる責任の所在の明確化及び関係者の処分といったことなどについて、住民等の信頼を回復するに足りるものとはなっていないとの指摘等がなされてきている状況なども受け、設立団体として、外部調査の必要性の認識に至ったものである。

そこで、貴法人において、速やかに第三者委員会の設置による外部調査を開始し、調査が終了次第、設立団体に対し調査結果を報告するとともに、調査結果を受けての必要な対応を確実に講じるよう、地方独立行政法人法第122条第1項により命じます。

また、第三者委員会による外部調査については、設立団体において選考した委員候補者から委員を選任したなかで実施するよう併せて命じます。